

## 通所介護重要事項説明書

### 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-70-7799 (午前9:00～午後5:00)

担当 施設長 小川 円 生活相談員 土屋 直人

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

### 2 九十九里デイサービスセンターの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	九十九里デイサービスセンター
所 在 地	千葉県山武郡九十九里町片貝2905
介護保険指定番号	通所介護 ( 第 1275900197 号)
サービスを提供する 対象地域	九十九里町 ※ 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください

#### (2) 職員体制

	資格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		従業員及び業務の管理を行う	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	2名(1)		通所介護計画を立案し、サービスの提供方法について利用者やその家族に対し理解しやすいように説明する	2名(1)
機能訓練指導員	理学療法士 准看護師	1名(0)	4名(4) 1名(0)	利用者が日常生活を営むのに必要な機能維持を図る	5名(4)
事務職員		1名(0)			1名(0)
看護・介護職員	看護師			利用者の健康管理を行う	
	准看護師		1名(0)	〃	1名(0)
	介護職員		3名以上	利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う	3名以上

( ) 内は、男性再掲

### (3) 設備概要

定員	17名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 105・15m <sup>2</sup>	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	送迎車	2台

### (4) 営業時間

月～日	午前9時30分～午後4時45分 (送迎時間を除く)
定休日	毎年1月1日

※ 緊急連絡先電話 0475-70-7799

## 3 サービス内容

- ①送迎 車椅子用リフト装備車など3台の車両で、ご自宅の玄関まで安全に送迎いたします。
- ②健康チェック 利用者様の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護職員が体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。
- ③レクリエーション 利用者様ができるだけ主体的に取り組み、しかも楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ④食事 四季の食材を生かした美味しい食事を、栄養のバランスを考えて提供します。
- ⑤入浴 一般浴槽のほか、特殊浴槽をご用意し、利用者様のADLに応じた入浴介助を行います。
- ⑥機能訓練 利用者様のADLの維持・向上を目指した各種プログラムを提供します(介護予防・パワーリハビリ・口腔ケア)。
- ⑦生活相談 利用者様、及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度上の利用方法等に関するご相談に応じます。
- ⑧その他 その他日常生活の援助(排泄コントロールなど)。

#### 4 料 金

##### (1) 利用料金

###### ① 通所介護利用料 地域密着型通所介護費 7 時間以上 8 時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護1	7,530 円	1割 753円・2割 1,506円・3割 2,259円
要介護2	8,900 円	1割 890円・2割 1,780円・3割 2,670円
要介護3	10,320 円	1割 1,032円・2割 2,064円・3割 3,096円
要介護4	11,720 円	1割 1,172円・2割 2,344円・3割 3,516円
要介護5	13,120 円	1割 1,312円・2割 2,624円・3割 3,936円

###### ② 入浴加算 介助浴 1回あたり 400 円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。

###### ③ サービス提供体制加算 1回あたり 180 円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。

###### ~~④ 個別機能訓練加算 1回あたり 560 円~~

~~ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。~~

###### ~~個別機能訓練加算 1月あたり 200 円~~

~~ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。~~

###### ~~⑤ 科学的介護推進体制加算 1月あたり 400円~~

###### ⑥ 処遇改善加算 1月あたり所定単位数の9.0%

ただし、介護保険適用時の自己負担額は負担割合分です。

###### ⑦ 昼食・おやつ材料費 1食あたり 500 円 (全額自己負担)

###### ⑧ 日用品費 1日あたり 50 円 (全額自己負担)

利用時、日常生活に必要な品(タオル等、入浴消耗備品等)を準備・サービスを提供する費用

※通常提供する物に関しては課税対象外となりますが、特別に提供する物に対しては課税対象となります。

※延長の場合の夕食のご用意については別途 800 円を徴収させていただきます。

##### ◎ナイトサービスに係わる料金

午後 6:30~翌日午前 9:30 までの利用料金 3,000 円

別途 夕食 800 円 朝食 480 円

##### (2) キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けます。

①ご利用日の前日午後 5 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の前日午後 5 時 30 分までにご連絡がない場合	利用料の負担割合分及び自己負担分 (介護保険適用時の一日あたりの自己負担額)

### (3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、27日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座引き落とし、または現金集金となります。契約の際にどちらかお選びください。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

介護支援専門員にご相談ください。通所介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス利用を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者様のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を中止させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護老人施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

### (3) その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者様は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます
- ・ 利用者様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者様やご家族が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

## 6 当センターの特徴等

### (1) 運営方針

- ① 利用者様が「自分自身の存在を確かめることができる場所」とすることを基本理念に、スタッフは皆様の自立をサポートしてまいります。地域社会や家族の中で、孤独に悩む人々に心の支援をすることが自立への第一歩であり、

介護を必要としないための予防であると考えています。具体的には次の4つをモットーに運営していきます。

- ・ 開放感のあるデイサービス
- ・ 自己参加型のデイサービス
- ・ 仲間作りのデイサービス
- ・ 遊び感覚のデイサービス

② 当事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、並びに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。

③ 当事業所が行う通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

④ 当事業所では、介護職員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に職員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただけますようお願い申し上げます。
- ② 当事業所内で次の行為をすることはおやめください。
  - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
  - ii けんか、口論、泥酔などで他の利用者様等に迷惑を及ぼすこと。
  - iii 当事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
  - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。  
尚、上記iv、vの規定に反し、事業所内の設備、器具等を破損した場合は、損害賠償をしていただくことがあります。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています
- ・ 防災訓練 年 2 回実施します
- ・ 防火責任者 管理者 小川 円

## 9 サービス内容に関する苦情

### ① 当センター相談・苦情担当

施設長 小川 円 電話番号 0475-70-7799  
生活相談員 土屋 直人

### ②市町村相談・苦情窓口

- ・ 九十九里町 健康福祉課 0475-70-3184
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7409

## 10 当法人の概要

名称 医療法人社団 鎮誠会

代表者 理事長 李 笑求

本部 〒283-0068 千葉県東金市東岩崎2-26-14

電話 043-441-7516

定款の目的に定めた事業

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1.東金整形外科の運営         | 2.姫島クリニックの運営          |
| 3.東金居宅介護支援事業所の運営    | 4.姫島デイサービスセンターの運営     |
| 5.九十九里デイサービスセンターの運営 | 6.ショートステイ九十九里の運営      |
| 7.季美の森整形外科の運営       | 8.千葉きぼーるクリニックの運営      |
| 9.とうがねヘルパーステーションの運営 | 10.季美の森リハビリテーション病院の運営 |
| 11.令和リハビリテーション病院    |                       |

通所介護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。